

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和3年8月18日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時36分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口和久議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	奥野進司
協議案件	1 市の花・木・鳥について
	2 不妊治療と仕事の両立のための休暇制度の導入について
	3 (仮称)伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて
	4 いせ市民活動センターの指定管理について《報告案件》
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長
	情報戦略局長、情報戦略局次長、デジタル政策課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長、その他関係参与

協議経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、「市の花・木・鳥について」、「不妊治療と仕事の両立のための休暇制度の導入について」、「(仮称)伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて」の説明及び「いせ市民活動センターの指定管理について」の報告を当局から受け、協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりでございます。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

【市の花・木・鳥について】

◎小山敏委員長

それでは、「市の花・木・鳥について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

総務部長。

●西山総務部長

本日は御多用のところ総務政策委員協議会をお開きいただき、誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件でございますけれども、ただいま委員長より御案内のありましたとおり「市の花・木・鳥について」を含めまして、協議案件が3件、報告案件が1件となっております。

詳細につきましてはそれぞれ担当から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

それでは、「伊勢市の花・木・鳥について」御説明申し上げます。

資料1をお願いいたします。市の花・木・鳥につきましては、本年2月に開催いただきました総務政策委員協議会において、その制定することについて御協議、御意見をいただいたところでございます。本日はその後の経過につきまして御説明申し上げます。

まず、1の「経過」についてでございます。市の花・木・鳥の制定について御審議いただくため、(1)に記載のとおり委員7名からなる伊勢市の花・木・鳥選考委員会を設置いたしました。

次に、(2)の選考委員会における審議の経過についてでございます。これまで委員会の会議は2回開催をしております。1回目は伊勢市の花・木・鳥の選考基準の制定を行いました。選考基準は、1、市の象徴的な存在やなじみの深い場所と関わるものであること、2、市民に親しまれるものであること、3、市のイメージにふさわしいものであることでございます。

第2回目は、選考委員会としての市の花・木・鳥の候補の選定をいただくとともに、市民の皆様へのアンケートを実施することについて決定されたところでございます。

次に2の「今後の予定」についてでございます。委員会で決定いただきましたとおり8月20日から9月21日までの間、市民の皆様へのアンケートを実施する予定でございます。実施方法につきましては、(1)のイになりますが、イに記載のとおり本庁、各総合支所等にアンケート用紙を設置するとともに、インターネットによるアンケート、また小中学生へのアンケートも実施する予定でございます。その後、委員会を開催し、答申を行うことといたしております。

なお、2月に開催の総務政策委員協議会におきまして御報告の際には制定の時期を8月を予定しておりました。新型コロナウイルスの感染拡大等の影響によりまして、選考委員会の開催時期等に変更等が生じたことなどによりまして、制定の時期を本年中を予定いたしております。

以上、「伊勢市の花・木・鳥について」御説明申し上げます。何とぞよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

少しだけ教えてください。

アンケートを取られることに関しては別に何ら問題はないと思っておりますが、周知の方法ですね、まず最初にそれを教えてください。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

周知の方法につきましては、伊勢市広報、これ9月1日号になりますので、この後8月

20日から予定しております、現在実施しておりますというような形の周知にはなりません。

あと、市のホームページ等においても広報、周知をしたいと考えております。各施設におきましても、今アンケートを実施していますというような分かるようなものを掲載しながら、市民の皆様への周知を図っていきたい、そのように考えております。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私が気になったのは、やっぱり8月20日、あさってからってということなんで、途中で今やってますよみたいな報告がいいのか悪いのかね、そこら辺が一つ疑問になったんでちょっとお聞きさせていただきました。

もう一つはですね、小中学生へのアンケートって書いてあるんですけど、これは生徒全員に取られるんでしょうか。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

小中学生のアンケートにはできる限り多くの小中学生の方がアンケートをしていただきたいというふうには考えておりますけども、各学校の教室にですね、QRコードなどを貼り付けた掲示を広告いたしまして、そちらから小学生の方、中学生の方にアンケートを実施するようお願いしてまいりたい、そのように考えております。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

最後にしますけどね、本庁、各総合支所・各支所、図書館とか、いろいろやられると思うんですけど、このアンケートの数とインターネットの数と小中学校のアンケートの数というと、完全に小中学校のほうのアンケートの数が多くなるということで、実質的には小中学校の子供たちが決めることにならへんのかな。そこんときに本当に小中学校の子が伊勢市の花や鳥や木っていう、いろいろ伝統も含めてですね、そういうところを関与しながらアンケートができるのかっていうところがちょっと疑問であって、それをアンケートを主に委員会がされるっていうのであれば、せっかくたくさん集まったアンケートを無駄にしまうことも考えられるんで、そこら辺のほうの御答弁だけいただいて終わっておきたいと思います。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

今回行わせていただくアンケートにつきましては、候補を挙げてアンケートをさせていただくものであるんですけども、委員会のほうでも委員の皆様からお話がありましたけども、単なる投票の数だけで決定するものではなく、市民の皆さんのどのような意向というのを踏まえて決定していく一つの材料といいますと言葉が悪いですけども、そのような形で考えたいというふうな、パブリックコメントに近いものであるというような話の意見も出ておりました。確かに言われますように、小中学生の皆さんの数っていうのは当然多い話になりますけども、今言われましたことも十分考慮いたしまして今後の選考のほうに当たってまいりたい、そのように考えております。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

そういう御答弁いただいたんでね、ぜひとも決まったときの御報告のときはアンケート結果も一緒に出していただきたいなど、そのように思います。終わります。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは少しお尋ねいたします。

慣行の取扱いにつきましてはこれまでも何回か議論をさせてもらいましたし、一般質問もさせてもらったことがあります。遅かりし感はあるんですけど、この取組には評価をさせてもらわないかなというふうに思っております。

ただですね、制定の時期が、国体を契機にということですからずっと言ってこられて、それがずれて年内ということ、その辺はちょっと残念やなというふうに思っております。その中で2点お尋ねするんですが、審議の経過の中で、第2回の委員会の中で候補をそれぞれ数種類ずつ選定したということなんですが、この中身は、公表は公にはしてもらえないんですか。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

アンケートの中には当然のごとく候補とした数種類ずつのものについては載せさせていただきます。今委員がおっしゃられましたように、木で7種、花で7種、鳥で5種まで選考委員会の中で絞っていただきました。ここで名前を読み上げさせていただくことも全然、

可能なんですけども、アンケートが20日に始まります。その際にはすみません、議員さんの皆さんのほうにもアンケートが始まりましたっていうアンケート用紙、アンケートの中身も踏まえてちょっと皆さんのほうにも情報を流させていただくというか、提供のほうをさせていただきたい、そのように考えております。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

なぜこの場で公表できないのかちょっと不思議なんですけど。

それと、このアンケートの仕方ですね、5種類から7種類の候補があるわけですが、どんな形で、それに対してどれがいいですかというようなやり方をするのか、その辺はどうですか。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

先ほどのアンケート、この場で読み上げさせていただきますと、まず市の花につきましては7種ございます。アサマリンドウ、それからカザグルマ、シマジタムラソウ、シュンジュギク、ジングウツツジ、チャボホトトキズ、トキワマンサクという7種です。

次に、市の木についてでございます。アサマツゲ、オガタマノキ、オヤネザクラ、楠、松、横輪桜、蓮台寺柿という7種が出ております。

最後に鳥になります。鳥の5種になりますが、メジロ、ダイサギ、カワセミ、セグロセキレイ、イソヒヨドリという5種になります。

先ほど聞いていただきましたどのようかというとのは、この中でどれがふさわしいですかということで番号を選んでいただく形になります。でも、中にもしなければ自由記載欄で書いていただくことも可能なアンケートの形にさせていただいています。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとすみません、もう一点ですね、今言っていたいただきましたこの花・木・鳥なんですけど、言葉だけでは分からない方もたくさん見えると思いますので、その辺は写真を付けるとかなんかするのでですか。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

ちょっとページ数の関係で多くなって、どのぐらいというのがあるんですけども、今、アンケート、最終、委員さんのほうとも最後のレイアウト等の詰めを行っている段階でありますけども、全てのものに、今言わせていただいた名称に対して写真、それから簡単な説明、由来、例えばこれが市の天然記念物になっているとかその辺もつけて、市民の方に答えていただきやすいような形を考えたアンケートにしておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【不妊治療と仕事の両立のための休暇制度の導入について】

◎小山敏委員長

次に、「不妊治療と仕事の両立のための休暇制度の導入について」を御協議願います。
当局からの説明をお願いします。
職員課長。

●上田職員課長

それでは、「不妊治療と仕事の両立のための休暇制度」につきまして御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。まず、趣旨でございますが、近年、晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加している中、国は少子化対策の一環として不妊治療について公的医療保険の適用を目指すなど、利用者への支援を強化する方針でございます。不妊治療は経済的な負担のほか、精神的、体力的にも負担が重く、頻繁な通院も必要となることから、仕事を続けながら治療に取り組む場合には職場の理解も含めた職場環境の整備が必要となります。

それでは、裏面のほうを御覧ください。

参考資料といたしまして、不妊治療等への市に係る支援の取組などを掲載しております。市におきましては、不妊不育治療に係る経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療費助成事業を実施しており、令和3年度からは新たに事実婚を対象に含めるなど、制度の充実を図っております。

また、国におきましても、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、不妊治療と仕事の両立を支援する助成金制度を令和3年4月に制定し、事業主に対して周知を行ってまいることから、市といたしましてもこれらの取組に併せ、市民に対して、また商工会議所や関係団体と連携し企業に対して、不妊治療の理解を広めるための取組を進めているところでございます。

これらのことからこのたび、市職員に対し、一定期間仕事を離れて不妊治療に専念し、その後復帰できる休暇制度を導入することにより、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

申し訳ございません。表のほうをまた御覧ください。

次に、名称でございますが、出生応援休暇といたします。内容といたしましては、職員が不妊治療を受けるため、1回の申請につき連続する6か月の期間において、必要と認める期間休暇を取得できる制度でございます。対象といたしましては、正規職員及び会計年度職員とし、休暇取得時における給与は無給としております。

施行期日はございますが、本日御協議いただいた後、9月市議会定例会に伊勢職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を提出し、令和3年10月1日からの施行を予定しております。

説明は以上となります。どうぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎小山敏委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【（仮称）伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて】

◎小山敏委員長

次に、「（仮称）伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長。

それでは、「（仮称）伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて」御説明を申し上げます。

資料3-1を御覧ください。本ビジョンは、市の行政デジタル化の基本方針等を示すため取りまとめたものでございます。

まず、1、「制定の背景」についてでございます。デジタル技術の急速な進歩やデータ流通の進展に伴い、国はデジタル社会の形成を推進し、自治体に対してもデジタル化に取り組むことを求めています。国がデジタル庁の設置を進めるなど、デジタル化の動きを加速する中で、本ビジョンは、本市においても行政のデジタル化を推進するための基本方針等を定めるものです。

次に、2、「ビジョンの位置づけ」につきましては、伊勢市総合計画の分野別計画及び官民データ活用推進基本法の規定に基づく市町村官民データ活用推進計画に位置づけるとともに、国の自治体DX推進計画の重点取組事項等に対応しています。

3、「ビジョンの計画期間」につきましては、本年10月11日を国がデジタルの日として

おり、この日から国の計画の終期に合わせた令和8年3月までとしております。国・県の動向や、デジタル技術環境の変化に即して適宜見直しを行ってまいります。

また、本ビジョンを実行していくため、アクションプランも策定してまいります。

次に、4、「（仮称）伊勢市デジタル行政推進ビジョンの概要」についてでございます。

（1）の基本理念につきましては、「利用者目線で作るデジタル行政～市民に優しく、暮らしを便利に」と掲げております。

（2）の基本方針は、大きく3項目を掲げることとし、一つ目として、①デジタル技術を活用した、人に優しいサービスの提供とし、来庁を不要とする行政手続の推進などを掲げ、行政手続のオンライン化などを進めてまいります。

2ページを御覧ください。二つ目として、②利用者が身近に感じられるデジタル環境の整備とし、市民の皆様のデジタルリテラシーの向上など、ソフト的な取組も含めた環境づくりに取り組んでまいります。

三つ目として、③高い利便性と信頼性を両立した信頼される行政運営とし、情報システム整備やセキュリティ対策などを行いながら、内部事務のデジタル化に取り組んでまいります。

これらの3項目を基本方針として市のデジタル化に取り組んでまいります。

また、行政手続のオンライン化を進めるために、9月市議会定例会に伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、通称、デジタル行政推進条例案を提出させていただきたいと考えております。

5の（1）条例制定の背景でございます。令和元年12月にデジタル行政推進法が施行され、同法では、地方自治体においても情報通信技術、いわゆるオンラインを活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続についてオンライン化できるように努めなければならないと規定されております。本市においてもオンライン化を進めるため、条例、規則等に基づく手続に関し、従来の書面による手続に加えて、オンラインを利用して行うことが可能となるよう条例を制定しようとするものです。

（2）の条例の目的につきましては、手続のオンライン化を進めることにより、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することとしております。

（3）の条例の概要でございますが、本条例を制定することにより、各行政手続の個別条例等の改正を行わずに、従来の書面による手続のオンライン化を可能とするものでございます。

3ページを御覧ください。具体的な内容としましては、必要となる情報システムの整備、個別条例等に基づく申請等のオンライン化を可能とすること、システム連携等による添付書類の省略、デジタルデバインド対策、オンライン化された手続のウェブ上での公表などを規定してまいります。実際の運用に当たっては、情報システムの整備、電子署名の取扱等の関係例規の整備、及びオンラインで可能との手続の整理を行いながら進めてまいります。

（4）の施行予定日につきましては、ビジョンの公表に合わせた本年10月11日のデジタルの日としたいと考えております。

今後の予定につきましては、6、「スケジュール」のとおりでございますが、9月市議会定例会へ条例案を提出させていただき、10月11日のデジタルの日に本ビジョンを公表し、

条例を施行させていただき、令和4年3月には本ビジョンに沿ったアクションプランを公表したいと考えております。

資料3-2は本ビジョンの全体版、資料3-3は本ビジョンの概要版となっておりますので、後ほど御高覧ください。なお、本ビジョンの内容は、10月11日の公表時点を想定した記載をさせていただいております。

以上、「(仮称)伊勢市デジタル行政推進ビジョンについて」御説明申し上げます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

少し質疑ではないんですけど、質問という形で、現時点での見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

本当にこういったデジタル行政が地方自治体でもということ、国が決めたから地方自治体もやりなさいよということと受け止めさせていただいているんですけども、本当に時代がですね、目まぐるしく進展をしていく。行政も今まで紙ベース、アナログの時代から、デジタルの時代へ移行していく過渡期になっているのかなというふうに思いますけれども、その上で理解をしつつ少し質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、条例を先行させてですね、やっていく、今までやったら単発でですね、いろんな施策を打ちながら、その条例をつくっていくということがこれまでの手法やったと思うんですが、一括でですね、この行政ビジョンに関する条例をつくっていくという基本的な考え方を再度少しお聞かせをください。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

今回の条例につきましては、国の法律で取り組むように求められていることということもございます。また、国がデジタル庁を進める中で、行政手続のオンライン化を求めています。その中で、個々条例、規則等を改正しながら進めていくのではなくて、国の方針にあるように一括して、書面による手続もオンライン化で可能となるような条例を制定してスタートさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

西山委員。

●西山則夫委員

端的に言えば、上からかぶせてね、もう全ての行政事務をこの際条例をつくっておいて、

中には少し並行してやるところもあるというふうに見えるんですけども、それはそれで理解を示したいと思いますけども、いずれにしてもなかなか具体的にこうイメージが湧かないもんですから、少し注意しながらいかなあかんかなとは思ってます。

二つ目ですが、もちろんこの後ろの参考資料、ビジョンを見せていただきますと、それぞれこのビジョンというのは、伊勢市が独自でやっていく施策ということに受け止めておるんですけども、そういった中で、行政をつかさどる、あるいは施策を運営してく、施策を実施していくという方は市の行政の職員で、もちろんプロであるということは認識しておりますけれども、やはりこういったデジタル行政を今までつかさどってこなかったところがですね、いきなりデジタルを展開していくんやってみてもなかなか難しい。

聞くとおるところによりますと、県はですね、外部から経験豊かな人を採用して、採用したのかどうかはちょっと、特命的に採用したケースを聞いておるんですが、市としては現時点でそういう考えはあるんでしょうか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

伊勢市としましては、今回のビジョンは委員仰せのとおりまずは行政分野から国の動きに後れを取ることなく取り組んでまいりたいとの考えからまとめたものでございます。

また、それだけではなくてですね、各分野におけるデジタル化も必要と考えておりますことから、官民連携の取組につきましては、並行して商工団体様や観光団体様と意見交換しながら官民連携の協議会の設立準備を進めているところでございます。

また、確かに県のほうは外部人材を登用しております。今後デジタル化が進むにつれて、新たな技術への対応などにおきまして専門的な知見を持った外部人材の活用は必要であろうとは認識をしているんですけども、どのような人材が伊勢市にとって良いのか、市内のマネジメントや調整、ある程度自治体業務に精通した人材も必要と考えておりました、そのような人材の方にはそれなりの処遇も求められると思いますことから、適任者の選び方とかいう課題もございます。ここにつきましては、今しばらく研究しながら検討していきたいという段階でございます。以上でございます。

◎小山敏委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、ありがとうございます。官民連携ということで、協議会の設置も考えているということについては、もうお答えをいただきましたので理解を示したい。

外部人材の関係は今、答弁されましたけども、少しやり方によってはいろいろぎくしゃくするところが出てくるっていううわさを聞いておりますので、そこら辺は少し注意しながらですね、必要ならば対応するという考えは持っていただいても、すぐ設置をするべきだということは申し上げませんが、対応することは十分考えていってほし

いっていうふうには思っています。

この後ろの資料の中で、市の体制として、本部長が市長で、副本部長が副市長、以下各部長っていうことになっておるんですけども、他の市、町もですね、デジタル行政推進の取組を少し見せていただくとですね、CDOとか、CIOを配置してってというのが、こう書かれているところもあるんですけども、伊勢市はそういった名称は使わずに、本部長、副本部長っていうところで置き換えて読むのか、いやいや新たに、またこの展開によってはCDO、CIOを配置するのか、任命するのかっていうことも考えられるんですけども、現時点です、そこら辺の考え方はどんなものでしょうか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

委員仰せのCDO、最高デジタル責任者と近年呼ばれておりますが、これを設置する自治体もごさいます。ただその位置づけ、役割も含めてもう少し研究をさせていただきたいと思っております。

市といたしましては、現時点では伊勢市デジタル推進本部の本部長を市長として推進し、伊勢市システム管理・セキュリティ委員会の委員長を副市長としてチェック機能、セキュリティーを確保しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◎小山敏委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、分かりました、ありがとうございます。それを設置をしなければならんということでもないっていうふうには思っておるんですけども、必要ならばということで、受け止めさせていただきたいと思います。

いずれにしてもですね、このデジタル行政を推進していくということで今、報告あった中で一番大切なのは、やっぱり市民がデジタル行政を推進していく市と市民がどうこれを受け止めて、どの分野、あるいはどの施策、あるいは事務について、どう理解を深めていくかというのは同時並行的に進めていかないと、行政はこんなことを進めますけど市民の皆さんは知らないということでは本当にかんのかなというふう思うので、そこら辺を、やはりこれを推進していくとすれば、市としてやはり市民への周知とか啓発とか、いろんな中でこれから伊勢市はこういう形で進んでいきますよっていう、これがアクションプランになるんかどうかわかりませんが、やはり大切やというふうに私思うんです。私らもアナログの人間ですから、なかなかそのことが理解できないということになると、市民の皆さんに説明できない。やっぱりそういったことも含めて今後の考え方を少し御披露いただきたい。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

本ビジョンにおきましても、利用者が身近に感じられるデジタル環境の整備と掲げておりまして、やはり市民の皆様に見える形、安心していただける形で進んでいかなければならないと考えております。この中で、市民のデジタルリテラシーの向上というところにおきましては、やはり現時点ですと、親しんでいただけるようにスマートフォン教室の取組、そういったことを取り組んでいくこと、または市民の皆様にも便利と感じていただけるような行政手続のオンライン化を実現していく中で、市民の皆様にも理解していただきながら、また本ビジョンにつきましてもしっかりと周知しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

西山委員。

○西山則夫委員

世代によっては、このことを理解できる世代となかなか理解しにくいという市民各層が見えるので、そういったことにきちっと合わせて、やはりこういう方向で進んでいくんだということの理解促進をやっていく必要があるんじゃないかっていうふうに思っています。

最後にしますけども、この行政を進めていくとですね、問題というよりも懸念をされるのが、やっぱり市職員の中の人材育成、そして具体的な実施になっていくと、そこに財政の問題が出てくると思います。だから、ワンストップでやるっていうような行政サービスを実現していこうと思ったら、今運用されている市のシステム、いろんなシステムを統合せんならん時代が来るかも分からない。そうなったら莫大なお金がかかるわけですね。だから今からですね、そういったことをきちっと分析をされて、もちろん人材育成は人材育成でしていただけると思うんですけども、将来にわたるこの財政問題っていうのを今からきちっとですね、捉えていかないと、やりかけたわ、いやいや行財政改革の観点からこれは不必要やとかね、そういうことになってしまったら、もう、少しその計画は頓挫していくと思うので、そこら辺も含めてですね、今申し上げました内容について今後の考え方、今の思いがあればね、少し聞かせていただきたいと思います。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

デジタルの導入につきましては、委員仰せのとおり一定の初期投資を伴うことがございます。これまでも導入につきましては、スモールスタートでありますとか試験導入という手法を使いながら取り組んでまいりました。今後もそういった手法を継続していくこととですね、あと行政システム、情報システムにつきましては国のほうで共同化、共通化を進めてるところもございます。その動きにも合わせながら、将来も見据えまして取り組んで

いかなければならないと認識しております。以上でございます。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

一点だけお願いしたいんですけど、実はこのビジョンをいただいてからですね、何回か読ませてもらったんですけども、私は全然理解ができなかったんです。果たして市民の皆さんがついてこられるのかなという思いがございます。

そんな中で一点お聞かせ願いたいんですが、このビジョンの基本理念の中にですね、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」ということで掲げてもらっております。自分も含めての話なんですけど、一番心配をするのが情報格差、デジタルデバインド対策ということになるかと思うんですが、何か我々置き去りにされるのかなと思っておるんですけど、その中でここに掲げてもらってあるのが、令和3年度からスマートホン教室を開いておるといことなんですけど、情報格差を解消するためにはそんな程度でいいのか、その辺これからどのように考えていくのか、そこだけ教えてください。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

デジタルの格差につきましては様々な、多様な課題があると考えております。

スマートフォン教室につきましては、まず第1段階、取り組みやすいところというところであれなんですけれども、伊勢市としても、国のデジタル化という推進事業もございます。その中で取り組みやすい取組のところからまずはという思いで取り組ませていただいております。

デジタル活用が今後進んでいくにつれですね、今、行政が認識していないような格差というの今後出てくるか分かりません。そういったことに関しましては、その都度研究しながらと考えております。制度設計や周知で解決できるもの、例えば音声認識とかデジタル技術で解決できるもの、やはり人によるサポートがないと解決できないもの、様々あると思っておりますので、今後研究しながら取り組み続けていかなければならない課題と考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【いせ市民活動センターの指定管理について《報告案件》】

◎小山敏委員長

続いて報告案件に入ります。

「いせ市民活動センターの指定管理について」当局から報告をお願いします。

市民交流課長。

○木村市民交流課長

「いせ市民活動センターの指定管理について」御説明いたします。資料4を御覧ください。

まず、1の「市の施設の名称及び所在地」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2の「業務内容」ですが、伊勢市民活動センターの管理運営でございます。

次に、3の「指定管理期間及び指定管理者」でございます。現在、指定管理期間の中で、今後の施設の方向性について検討を進めてきているところでございますが、登録団体から意見や要望などを多くいただいております。現行の2年間では結論に至らない見込みでございます。このため、合意形成と調整を図っていくため、さらに2年間の期間を設けて、現行の指定管理者である特定非営利活動法人いせコンビニネットとともに、登録団体と対話を重ねながら施設の方向性を定めてまいりたいと考えております。このことから、公募は行わないとするものでございます。

次に、4の「指定管理の状況」でございますが、指定管理者は特定非営利活動法人いせコンビニネットで、協定による指定管理料は3年間で4,117万7,000円で、年間利用者数は北館3万5,737人、南館1万4,170人、合計4万9,907人でございます。

なお、市議会12月定例会には、来年4月からの指定管理者の指定に係る議案を提出させていただきたく準備を進めていますので、よろしく御願いいたします。

以上、「いせ市民活動センターの指定管理について」御報告申し上げます。よろしく御願いいたします。

◎小山敏委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分